



伊 包 第 4 5 1 号

2024(令和6)年8月23日

伊賀市議会議長 西口和成 様

伊賀市長 岡 本 栄



文書質問に対する回答について

令和6年8月9日付け伊議第338号で回答の要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

記

身寄りのない高齢者の終活支援について

【質問1】

身寄りのない高齢者が抱える終活に関する課題について、市の見解を示されたい。

【回答】

近年、親戚や家族などが助け合う相互扶助による生活様式や人生設計等の概念が変化し、多様な生き方が広がっていることから、家族など親族間の関係の希薄化も一因となり、単身の高齢者が増加傾向にあります。

死亡時に身寄りのない、または身寄りがあっても疎遠などを理由に親族が一切の関係を拒否された場合、市ではやむを得ず「墓地埋葬法」などに基つき荼毘に付すのみの対応を行っています。

このような中、弔い等に関しご本人のご意向にどのように向き合っていくべきか法的な整備環境なども踏まえ課題と考えています。

【質問2】

身寄りのない高齢者の終活支援の必要性について、市の取組を示されたい。

【回答】

認知症や知的・精神障害などの理由で判断能力が不十分になった方に対し、その権利を護るために成年後見制度があります。本来であれば申立てを本人や親族が実施するものですが、身寄りがない、また疎遠であるなどで申立てをすることができない方には、従前より市長が家庭裁判所へ成年後見の申立てを行っています。

一方、本年度から医療や福祉分野の関係者で構成する連携検討会議において、医療終末期での自分らしさや治療方針などを話し合い共有する ACP（アドバンス・ケア・プランニング）について課題検討を行っています。さらに、市役所窓口等に自身の人生の振り返りや終末期における希望などをご自身で書き留めておく「エンディングノート」を備え付け、活用を呼び掛けています。

【質問3】

横須賀市の低所得者を対象とした「エンディングプラン・サポート」事業や、松阪市の「死後事後委任契約」の協力事業者紹介の事業、多くの自治体で実施されている「終活登録」事業などの終活支援の制度の導入や体制の構築について、市の見解を示されたい。

【回答】

現在、死亡時だけでなく生前中の住宅賃貸や介護・入院時などの社会サービスの利用時等においても、保証人の確保など本人と関わりを求められる場面がありますが、保証人を確保できないなど支援が難しくなっています。個人の契約による民間の保証サービスもありますが、高額であることや成年後見制度では判断能力の低下後にしか利用できないことなどから利用に当たっては課題があるため、死亡時だけに限らない保証のあり方など支援の検討を行っています。

